

午後1時42分開会

○小野委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

1、今後の議会日程について。

前回10月17日の議会運営委員会で議長から示された長期日程案の中で、その他事業の実施日に誤りがあったとのことで、訂正後の議長案が提示されました。議会日程に変更はないとのことです。

以上、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 2、要望書について。

要望書（連合町会長協議会令和7年度予算要望事項）。

全庁的に関わる内容でございますので、全議員に配付することといたします。

よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 3、陳情審査、（1）継続審査。

①送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情です。

委員の皆さまからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、白川委員。

○白川委員 ×××（169文字削除）

○小野委員長 よろしいですか。

○白川委員 ごめんなさい。

○小野委員長 今のご発言については一旦取り消しということでよろしいですか。

○白川委員 はい。

○小野委員長 承知しました。では取消しをさせていただきます。引き続き百条委員会の設置を求める陳情についてのご意見ございましたらぜひお願いします。今のところございませんでしょうかね。前回ご意見もいただいていた、再発防止委員会のことなども述べてくださる委員の方もいらっしゃいました。今回特にご意見が、もしないということですけども、本件の陳情につきましては、どのように取り扱いをしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。はい。それでは、本件の陳情につきましては、継続とさせていただきます。

次に、②送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書についてです。委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

はい、白川委員。

○白川委員 先ほどはすみませんでした。今回のもの、同じ方のようなんですが、繰り返しが多いなというように感じました。実際に文字数を数えたわけではないですが、内容的には、私の体感では9割ぐらい同じことが書かれてあるというふうに思います。つい1、2か月前に話し合ったことを、またここで話し合うといのは、効率上私はよくないと思います。

○小野委員長 はい。こちらは、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書

についてのご意見ということでよろしいですか。

○白川委員 はい。

○小野委員長 それでは引き続き…はい、大坂委員。

○大坂副委員長 この陳情に関しては、1月30日に本当に1年近く前に出されたもので、当時を振り返ってみると、逮捕が起きた時期の直後に出された陳情で、非常に区政も混乱している中で、我々としてもしっかりと様子を、まず確認したうえで判断しなければいけないというような状況から、約9か月にわたり継続審査として、審査を続けてきたものになるんですけども、一方で、状況がある程度落ち着いた中で、一定の結論は、この段階で出さなければいけないのかなというふうには考えています。改めて陳情書を見てみると、上段の部分については、神田警察通りに関する様々な事実と陳情者の意見が散見されるというところで、なかなかこの議会運営委員会という中で、個別の案件についての精査を深めていくということは、これはなかなかそぐわないかなというふうには思っているんですけど、最後のこの陳情書に関する一番最後の3行のところですね。ここが恐らく陳情者の趣旨になろうかと思うんですけども、今、改めて読まさせていただきますと、千代田区とその役人たちの悪い体制を指摘、さらに一新して、区民に真実を伝え、信頼できる町づくりができる千代田区にして頂けるようにご指導いただくと、ここが陳情者の陳情内容なのかなというふうに考えるんですが、一方で我々区議会として、区に対して指導するというのが、果たしてどうなのかというところはあるんですけども、ここについて、区議会の役割というところで、指導するような立場になるというふうに考えるのかどうか、事務局の方から何があればご説明をお願いします。

○小野委員長 はい、局長。

○石綿局長 ご質問の件でございますが、いわゆる一般論として、二元代表制というふうに区長部局と議会、位置付けられているかと思うんですけども、こちらの関係性に関しては、基本的にはどちらも住民代表ということで、そこは対等な関係であるということは、一般的にはいわれているかなというところでありまして、この指導いただきたくというのをどう読むかというところもあるにはありますけれども、一般論でいうとそこは対等な関係として、議会に関しては議案なりを審査してそこでチェックをしていくという役割がありまして、どちらが上か下かということではないかなと思っております。

○大坂副委員長 ありがとうございます。なかなか指導するというのが、どういうふうにくみ取るのかというところで判断は変わってくるのかもしれないですが、やっぱりここについては、私としては違和感が少しあるのかなというふうには思っています。ただ一方で、千代田区のこの書いている文面どおりにいうと、役人たちの悪い体制を指摘というところについては、議会としては執行体制がしっかりとっているかどうかの確認をするというのは一番大きな役割ではあるので、そのこのところの趣旨については賛同はするわけなんですけれども、陳情書全体をそっくり採択するとかしないとかそういうところではなく、改めてですね、こういった事件が起きて、様々な混乱がある中で、我々区議会としてはどういうふうに区と接していけばいいのか、その辺については、しっかりと受け止めた上で、この陳情というのは、なかなかその採択、不採択、審査にそぐわないというところでお返しするのがいいのかなというふうには考えているんですけども、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい、小枝委員。

○小枝委員 今の大坂委員からのご提案がありました。今改めて見ておりますけれども、方向性としては今現段階においてはもしかしたらそれは内容的にはそれでいいのかもしれないと、また、二元代表ですから対等平等だということもあるので、千代田区議会そのものも、しっかりと信頼できる街づくりを努めなければならないし、区民に真実をきちんと伝えていかなければならないという立場だと思います。取り扱いというよりもなんですけれども、これに関して、ここの議運のやり取りというのが当時、特別委員会が無い中で、わりと官製談合の主たる議論の場になっていたようなところがあるんですけども、議運がかつてずっと議事録等を一切アップしないような体制でいたのですが、割とこの中がこういったやり取りの場になったこともあって、昨年のある段階から議事録をちゃんと載せてくださいねというふうに申し上げていたんですけども、今の段階になっても昨年の議運のやり取り、例えば不可解なやり取りなときに、重篤な病気であるというようなことや委員長の処遇についてのやり取り、一身上がと行ってやったやり取りについても議事録にアップされていないんですね。ここら辺は、この陳情云々のことではないんですけども、問われているということは同じことだと思うので、そこは是非、可及的速やかにアップする体制を整えていただきたいということと、方向性においては現段階でこれを再発防止の方に、百条の方は再発防止の方に送ってもいいんじゃないかと思いましたがけれども、この件について送るといって、若干難しいところがあるかもしれないので、行政においても議会においても心してこの体制で臨むということでお返しするでよろしいのではないかと思います。

○小野委員長 はい、永田委員。

○永田委員 ここでいう役人たちの悪い体制というのは、一般論で言っているわけではなくて、行政が妨害行為と、この陳情者の方たちの行為を妨害行為、妨害者だと言っているということ、そういうことを言う役人、役所の体制が間違っている、悪い体制だと言っているわけであって、それは議会の立場、議員それぞれ違うということを考えると、それを一般論としてとらえて、この趣旨を我々が納得というか同意することはできない、我々は議決が終わったこの神田警察通りの工事を妨害行為があるのであれば妨害行為だと認識しておりますので、ここは立場が違うので判断はできませんということはどうでしょうか。議会の立場が様々なのでということで。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。ご意見ありがとうございます。よろしいですかね。今回ですね、ご意見いろいろいただきまして、具体の事例も上に書いてはあるんですけども、先ほどありましたとおり、そもそも二元代表制という中で、私たちがどういふことを議会としてやっていくかという中で、例えば議事録の公開などについても、今鋭意進めていただいているところではありますので、開かれた議会というところはもちろん引き続きやりつつ、それぞれの議会の立場、中でも議員それぞれで考えも違いますので、今回は個別案件ということではなくて…ちょっと一旦休憩させていただきます。

午後1時53分休憩

午後1時56分再開

○小野委員長 それでは再開します。お待たせいたしました。議事録についての答弁ですね。局長。

○石綿局長 一点、小枝委員の方で、先ほどお話がございました議運の記録でございますが、これがネット上で公開させていただいているものが2種類ほどございまして、なるべ

くタイムラグないように、未定稿の状態を出しているホームページ、それからもう一つは議事録検索システムの方で確定稿としてお出しているものと、その2種類があるがゆえにちょっとどちらかでは一瞬それが見えないということは生じていたかもしれませんが、今現状としては、昨年度に関しては確定稿の方で検索システムでご覧いただけますので、念のためお伝えいたします。

○小野委員長 はい、小枝委員。

○小枝委員 ただ今のご説明で了解いたしました。ありがとうございました。

○小野委員長 それでは、今皆さまにそれぞれご意見いただきました本陳情の取り扱いについてなんですけども、ご意見にありましたとおり、今回審査にそぐわないので、これにて審査を終了させていただくということで陳情者にお返ししてもよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

次に、③送付6-37、千代田区議会議員の定数・報酬・政務活動費の削減を求める陳情(其ノ二)についてです。

本件陳情審査に伴い、岩佐委員から資料要求があった件につきまして、事務局及び執行機関から説明をお願いいたします。

○石綿局長 それでは、私どもの方からお配りをさせていただきました資料に基づきまして、議会事務局の方から、政務活動費、それから議員報酬に関する件について、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、お手元資料1番目でございますが、政務活動費でございます。こちらに関しては、この陳情でございます政務活動費の金額、こういったところに関しまして、私どもの方で通常審査会を諮問させていただいているという形をとっております。こういったことができるのかどうかというようなご質問だったかと思います。こちらに関しましては、ここがございますそれぞれの規程どおりでございますが、まず、千代田区政務活動費交付額等審査会に関する規程でございます。こちらの第3条に、議長は、交付額の見直しを行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならないというふうに規定があるというところがございます。したがって、交付額の見直しを行おうと、増になるのか減になるのかということもあるかもしれませんが、こういったことを実行するにあたっては、審査会の意見を聞かなければいけないというような立て付けになっているというところがございます。したがって、政務活動費の金額自体をこの審査会に諮問するということは何ら問題がないのかなというふうに私どもとしては把握してございます。併せて、その下、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例とございますが、ここでも議長は、少なくとも3年に1回は、政務活動費の交付額を見直さなければならないということで義務規定がございます。こちらも併せてお伝えしておきますが、直近では、従前どおりこのローテーションで、千代田区議会政務活動費の交付額についてといたしまして、令和4年度に審査会に議会として諮問させていただきまして、5年度に答申を受けているというのが直近の動きでございます。

続きまして、2番目、議員報酬でございます。議員報酬に関しまして、併せて期末手当の額ということになるかと思いますが、こちらは議会として、千代田区の特別職報酬等審

査会へ諮問することができるのかどうかという観点でお調べさせていただきました。こちら結論から申し上げますと、直接はできないかなというところでございます。その理由といたしましては、この区議会議員の皆さまの報酬額、これを改めようとするときにしましては、報酬額の適否について必要があると認めるときは、区長は、審議会の意見を聞くという立て付けになっているというところでございます。したがって、議会が主体的に区長部局の方で設置しております特別職報酬等審議会の方に、この報酬額がどうなのかと諮問することは直接的にはできないという形にはなってございます。ご説明は以上でございます。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 私の方から陳情にございました削減分を区民福祉等の財源の一部に充てるということなんですけど、こちら今回資料はお出ししていませんが、議員報酬等につきましては、これは一般財源ということになります。この一般財源というのは、用途が特定のものに限定されたりとか制約されたりとか、そういったことはなく、どのような経費にも使用するというものでございますので、これを減額すると、その減額分もやっぱり一般財源ということになります。したがって、その減額分もやはり一般財源としてどのような用途にも使えるということになりますので、これを特定の目的のために使用することはできない、財政運営上はそのような形になります。以上です。

○小野委員長 ご説明ありがとうございます。それでは、質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、岩佐委員。

○岩佐委員 ご説明ありがとうございます。この削減分については、もうできないということでご説明いただきましたので、これはもうできないものはここで話しすることでもないんだと思います。この政務活動費についてなんですけど、これはこれで、私たちが話し合うことはできる、話し合ったうえで結論はある程度方向性を皆さんでまとめたうえで、諮問をかけて、また答申をいただいてからまた決めていくということもできると思うので、ここに関しても条件整備でどうするかという議論を期待してくれてますので、この陳情者ご自身が。私は本当は条件整備でもう少しやっていく話ではないかと思っているんですけども、前回の委員会では小枝委員の方から開かれた所でやった方がいいんじゃないのというご意見もありましたし、そこはまたちょっと引き続きここで話ししていけばいいと思うんですけども、すみません、全部立て続けに言います。報酬に関しても、やはり私たちが直接、諮問とかお願いできないということで、やはり報酬に対しては、やはりしっかりと審議会、私たちの諮問機関ではない審議会で、いつもいただいている、さらにいろんな要素、物価ですとかあるいは今回の人勤からいろんな提言がありますけれども、職員の金額ですとかそういったことも含めて、この審議会をやってらっしゃると思いますので、ここもやはり私は三つ目と同様でここではお話しすることではないということに関しては、委員長に整理していただきたいと思います。とりあえずいただいた資料については以上です。

○小野委員長 ありがとうございます。他にご意見がありましたらぜひお願いします。

はい、小枝委員。

○小枝委員 政務活動費については、ここで議論ができるというお話でしたが、どこで議

論するかという論点と、政務活動費をどう考えるかという論点があって、私の考えているところというかずっと言っていることは、政務活動費というのは、議員一人が住民代表として、二元代表としてしっかり調査をするためには、むしろ165万円では足りないというふうに私は考えていて、一方で議員と、区民も分かれるところだと思うんですね。ありませんという方がいいという方もいるのかもしれないけれども、いや、そうじゃない、ちゃんと議員として調査していくという方もいるかもしれない。そこはすごく議論が分かれるところだと思うので、そこのところはやっぱり区民が見える場で、公開のところでは区民目線を持って議論をするということが大事なんじゃないかと。ついては、可能であれば特別委員会のようなものを設置して、そこで区民の参加も得ながら議論をしていくというのが好ましいのではないかと、開かれた形の議会の在り方としては、そうなんではないかというふうに思います。また、報酬に関しても、ただ減らせばいいかというと、今の状態で減らしてしまえば、結局人材確保ができなくなるという問題にぶち当たる。じゃあ議会議員の位置づけを欧米のようにボランティア議会化するんだ、っていうんだらば体制をしっかりと整えなければならぬ。土日夜間にするんだらば、夜間の職員体制をどうするにだって考えなきゃいけない。このところが、本当にあり方そのものに関わる問題なので、そういった議論をここでし続けるかということについて、私はできれば特別委員会の形を、90万人の昼間人口と7万人の夜間人口という特異な形を持つこの千代田区の自治の在り方として、行革の視点だけではない二元代表の在り方を議論していくことが非常に重要ではないか、開かれた参画型の議会を作っていくということをやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、毎回言っていることですが、その方向でお願いします。

○小野委員長 ご意見ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

はい、白川委員。

○白川委員 一般論で言いますと、やっぱり議員は区の人にとっては、ある程度の数があるのがいいことだろうというふうに思います。例えば、国政議員、衆議院議員を千代田区から一人選べる、これは千代田区の利益というのは守れるわけです。でも、今新宿区と千代田区という二つの区、そうすると一つの国政議員が二つの区の面倒を見るという形になる。例えば都議が千代田区が一人しかいないということで、都との交渉ではやっぱり二人三人いる方が強いというのを考えると、そこで議員の数が多いっていうのって、千代田区のためになっているんです。だから、議員の数っていうのは減らしてコスト削減ができればそれで区のためになるというものではないというところを考えておかないと、我々は減らせば減らすほど区民のためになるという、どうもうまい方向に流されがちなので、実は議員って多い方が区民のためになる、あるいは国会議員だってそうですよね。減らせばいいみたいな議論もあるけど、減らすことによって、ある県からは国会議員が出なくなってしまうと。そうしたらその県の利益を守る人がいなくなってしまうんです。だから、人口だけを見ればいいというものではなくて、あくまで区の利益というものを考えた場合は、ある程度の数があるというのが実はいいことだっていう前提を持っておかないと、減らせば減らすほどいいんだっていうところに流されちゃうとそれは区民のためにならないということも考えておかなければいけないだろうというふうに思います。

○小野委員長 はい、ご意見ありがとうございます。他いかがでしょうか。

いろいろとご意見いただきまして、こちらの陳情書にも書いてあるとおり、今のところこの話を深堀できるのは条件整備検討会かなというふうに思います。先ほど開かれた場ということで、特別委員会というご提案もありましたけど、いずれにしても直近でできるのが今限られた会議体の中かなというところですよ。その中で一点だけ確認なんですけれども、3年に1回の交付額の見直しというところがありまして、そこに向けて諮問がいつで答申がいつかということだけ、念のため確認をしておきましょうか。そちらについていかがでしょうか。

○石綿局長 すみません、政活費でしょうか。

○小野委員長 政活費です。

○石綿局長 これまでのローテーションでいきますと、7年度に諮問して、8年度に答申を受けるという形になるかなと思ってございます。

○小野委員長 ありがとうございます。今日安が共有ができましたので、またこちらの陳情についてどのように取り扱いするかというのを皆様にお伺いしたいと思います。

本件の陳情の取り扱いですけれども、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。継続の方が多いですね。それでは、本陳情につきましては、継続とさせていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

4、その他。何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 5、次回議会運営委員会の開会日時について。

11月6日水曜日、午後1時30分から開会いたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午後2時9分閉会